

● パブリックコメント等でのご指摘による変更点

パブコメ版 素案該当頁	指摘内容（要約）	対応等の内容	今回素案への 反映	パブコメ意見
P15	・ 特定保健指導実施率の推移について、令和3年度に落ちている理由の説明及び令和5年度の全国値がわかれば追加。	・ 理由の説明及び全国値を追加しています。	あり	
P77	・ 健康増進法では喫煙する際、屋外においては非喫煙者に配慮する必要があります、規制はされていません。「屋外での喫煙についてルール」の徹底を図る必要がある」との箇所について、文中にあるルールの根拠は何でしょうか？削除を要望します。	・ ここで言う「ルール」とは、現時点での市条例等による禁止規定ではなくマナー啓発や分煙の推進、指定喫煙所以外での喫煙の自粛を促す取り組みなど、社会的合意に基づく行動指針のことを指していますので「削除」ではなく、市民の健康への配慮の観点から、「引き続き屋外での喫煙マナーや分煙（の徹底）を呼びかける必要がある。」という文章としました。	あり	○
P78	・ 喫煙率について国と同様の考え方に沿った喫煙率の修正を要望します。	・ 国と同様に目標値は、「喫煙をやめたい人がやめる」との考え方を根拠とし、現在の喫煙者から禁煙希望者が全員禁煙した場合の人数を減じ算出しました。また、年代区分の設定をはずしました。	あり	○
	・ 加熱式たばこは点火せず副流煙は発生しないことから、加熱式たばこの説明において「副流煙にも有害物質が含まれています」の箇所の削除を要望します。	・ 加熱式たばこから出る煙は、指摘通り「副流煙」の言葉を用いずにエアロゾル（霧の粒子）に表現を変更しました。また受動喫煙として喫煙者の呼気の一文を追加しています。	あり	○
P105	・ 厚労省e-ヘルスネットでは、「副流煙とは先端の点火部分から立ち上る煙を副流煙と呼ぶ」とあり、加熱式たばこは点火しないため、副流煙は発生しません。加熱式たばこの定義中「副流煙がほとんど発生しない。」という箇所の削除を要望します。	・ P78と同様に加熱式たばこから出る煙は、指摘通り「副流煙」の言葉を用いずにエアロゾル（霧の粒子）に表現を変更しました。	あり	○
P106～109	・ 語句の説明について追加・変更	・ オーラルフレイル、健康経営、歯周病、認知症について	あり	

● 事務局判断での変更点

- ① 文字や文章欠落の修正
- ② 語句の統一（取組む⇒取り組む等）

● ご指摘等による変更点

パブコメ 版素案 該当頁	指摘内容（要約）	対応等の内容	今回素案 への反映	パブコメ 意見
P23～P26		・最新年（令和6年）の確定値が出たので、掲載データを「令和元年～令和5年」から「令和2年～令和6年」に変更しました。（資料に令和6年は厚生労働省からの基礎資料と追記しました。）	あり	
P24	・20代の女性の割合の高さが目立ちます。	・掲載データを令和2年～令和6年（最新の5年間）に変更することにより大阪府との乖離が小さくなりました。また、5年間の絶対数を追記し、実人数が把握できるようにしました。女性の年代別の割合が20歳代と50歳代が高くなりました。	あり	
P97		「（4）生きることの促進要因への支援」の「相談体制の充実」2行目「特に本市では、」の特にを削除しました。	あり	